

## 決 定 書

異議申出人

川上 初雅

伊藤 篤

上記異議申出人らが令和8年4月30日にそれぞれ提起した同年4月26日執行の愛西市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、愛西市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議申出を棄却する。

### 異議の申出の要旨

#### 1 異議の申出の趣旨

異議申出人らは、本件選挙について、当選人永田千佳（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めて本件異議申出をしたものである。

#### 2 異議の申出の理由

当選人は、愛西市に居住実態がない。

### 決定の理由

#### 1 調査・審理の経過

- (1) 当委員会では、本件異議申出について、形式的要件を審理した結果、適法な異議の申出であると認め、これを受理した。なお、異議申出人らがそれぞれ提起した異議の申出は、すべて当選人の居住実態に関するものであり、円滑かつ迅速審理の観点から公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第39条の規定により、これらの異議の申出の審理手続を併合した。
- (2) 実質的審理に当たっては、異議申出人らを始めとする関係者に対し、公選法第216条第1項が準用する行審法第32条及び第33条の規定により、必要とする証拠書類等の物

件の提出を求めた。また、当選人に対して、公選法第 216 条第 1 項が準用する行審法第 13 条第 2 項の規定により、本件異議申出への参加を求めるとともに、証拠書類等の物件の提出を求めた。

- (3) 当選人からは、証拠書類等の提出のほか、意見書の提出があった。
- (4) 1 人の異議申出人から証拠書類等の提出があった。
- (5) 公選法第 216 条第 1 項が準用する行審法第 31 条第 1 項の規定により、当選人から申立てのあった口頭意見陳述を行い、当選人の主張を明らかにするために陳述の機会を与えた。なお、同条第 2 項において、口頭意見陳述はすべての審理関係人を招集してさせるものと規定されていることから、異議申出人に口頭意見陳述への参加を求めたが、口頭意見陳述への参加はなかった。
- (6) 公選法第 216 条第 1 項が準用する行審法第 35 条第 1 項の規定により当選人から申立てのあった検証を行い、当選人の立会いのもと当選人の住所地を確認した。
- (7) 以上の審理手続きにおいて得られた証言、物証等を整理・分析し、慎重に審理した。

## 2 異議申出人らの主張の要旨

- (1) 近隣居住の知人達を含め、該当住所を複数回確認しているが、駐車場の轍、他に一度も本人の姿を確認できず、夜間に於いても車が停められていない。
- (2) 玄関の貼り紙が風雨に晒されたまま放置されている。
- (3) 家屋内のカーテン等全て以前と変化がない。
- (4) 車を日常的に使用しているのであれば、駐車場にタイヤ痕が少なからず残るべきであるが、敷地の状態からは全く感じられない。
- (5) 証拠書類として、自動車の車検証、(軽)自動車税請求書、NHK 受信料請求書、固定資産税請求書、携帯電話請求書及び自動車(小型船舶)運転免許証を調べてもらいたい。

## 3 当選人の主張の要旨

- (1) 政治家として愛西市のことを知り、また、実際に市民と会ってその声を聞くために、ほぼ毎朝街頭活動を行っている。
- (2) 後援会の仲間と午前 8 時頃まで街頭活動を行い、その後はミーティングを兼ねて朝食を共にするのが通例である。
- (3) その後は夜まで議員の仕事や政治家としての活動に奔走しており、週末も同様である。そのため、水道、電気及びガスの使用量は自ずから少なくなっている。
- (4) 町内会の行事には積極的に参加している。役員は輪番制で決めているため、数年後に班長がまわってくる予定である。
- (5) 洗濯は一般的な頻度で行っているが、トイレの使用は自宅での滞在時間が短いため控えめだと考えられる。
- (6) 服の量は男性と比べると少なく、洗濯に要する水の量も少ないため、水道の使用量は平均と比べると少なくなる。
- (7) 入浴は单身ではもったいないことから、浴槽に湯を溜めずにシャワーで済ませること

が多い。

- (8) 住所地のトイレは、当選人の入居時に新品のものに変えられており、洗浄水量は少量であるため、平均より低い使用量となることに不思議はない。
- (9) 電気の使用量について、元々エアコンを使用していなかったが、昨年の夏に寝室に新しく設置してから使用するようになったため、電気の使用量が少ないという実感はない。
- (10) 自炊も行っているが頻度が低いのでガスコンロは購入しておらず、カセットコンロで済ませている。
- (11) ガスの使用量が少ないのは、体質的なこともあり、シャワーで簡単に済ませることが多かったためである。
- (12) ガスの使用量の平均値(6.5 m<sup>3</sup>/月(石油情報センター「平成18年度プロパンガス消費実態調査」))は、2人以下世帯のものであり、単身世帯の使用量より多くなると考えられるので、この数値をもってガスの使用量が過少であると判断するのは不当である。
- (13) 公選法第9条第2項において、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」とされていることから、水道等の使用量の多寡が問われるとしてもそれは告示日から遡って3か月間だけのことである。
- (14) 当委員会からの物件提出依頼に対し、当選人が提出した主なものは、以下のとおりである。

- ア 日用品・ガソリン・食料品等の領収書等
- イ 住所地のガスの使用量等のお知らせ
- ウ 運転免許証の写し
- エ 国民健康保険資格確認書
- オ 住所地への郵便物(愛西市、愛知県教育委員会等からの案内文書等)
- カ 定期刊行物(住所地への第三種郵便物(令和7年6月～11月発行分))
- キ 住所地の建物の賃貸借契約書の写し
- ク 自身が使用する軽自動車(スバル・プレオ)の自動車検査証の写し
- ケ 軽自動車税納税通知書及び領収書の写し
- コ 当選人が所属する地元自治会の定期総会資料等
- サ インスタグラムの投稿(スマートフォンの画面コピー)
- シ 住所地のトイレの説明資料

#### 4 当委員会が認定した事実等

##### (1) 住所地での生活状況

- ア 住民票によると、当選人は令和6年12月17日に前住所地から現在の住所地である愛西市に転入しており、当選人単身での居住となっている。
- イ また、同日付けで愛西市国民健康保険の資格を取得している。
- ウ 当選人は、令和7年1月6日に運転免許証の住所を前住所地から住所地に変更している。

エ 住所地の土地及び建物の名義は、登記簿及び公図によると不動産を営む法人が所有者となっている。

オ 建物については、賃貸借契約が締結されており、契約期間は、令和6年12月26日から令和8年12月25日まで、借人は当選人となっている。

カ 建物は、木造2階建てで、面積は78.24㎡であり、敷地内には、自家用車の駐車場が整備されている。また、当選人から提出された自動車検査証の写しによると、自家用車は、軽自動車のプレオであり、定置場は住所地となっている。

キ 当選人から提出された領収書の写しからは、令和8年1月から同年4月までの期間に係る日用品、食料品、ガソリン等の購入履歴が確認できる。

ク 日用品、食料品等の領収書のうち市内の店舗で購入したものが17件、隣接市町村内(津島市：4件、稲沢市：8件、あま市：1件)の店舗で購入したものが13件、インターネットによるものが6件であった。

ケ ガソリンの領収書のうち市内の店舗で購入したものが8件、稲沢市内の店舗で購入したものが1件であった。令和8年1月から同年4月までに、市内又は近郊のガソリンスタンドにおいて、自身が使用する軽自動車に月2～3回程度給油していることが確認できる。

コ 当選人から提出された郵便物によると、当選人宛ての郵便物(愛西市、愛知県教育委員会、ガス事業者等が発送したもの)が住所地に届いていることが確認できる。なお、本件選挙において当委員会が送付した当選人の投票所入場券については、返戻されていない。

サ 当選人から提出された地元自治会の総会資料等によると、当選人は地元自治会に属しており、令和11年度及び令和19年度に班長、令和12年度及び令和20年度に副班長となることが予定されている。

シ 令和8年6月9日に、当委員会が当選人立会いのもと実施した検証では、以下の状況が確認できた。

- ・郵便受けに当選人の氏の表示があり、郵便物等は放置されていない。
- ・玄関内に、靴やガーデニング用品、ほうき・ちりとり等がある。
- ・駐車場はコンクリートで、タイヤ痕がある。
- ・プランター及び花壇には、野菜や花が植えてあり、放置されておらず管理されている。
- ・冷蔵庫は電源が入っており、賞味期限内の食品等が入っている。
- ・シンク横や棚に、使用された形跡のある調理器具や食器がある。
- ・炊飯器、電子レンジ、電気ケトル等がある。
- ・使用された形跡のあるカセットコンロ及びボンベがある。
- ・調味料やインスタント食品、飲料水のストックがある。
- ・食品等の生活ごみがある。
- ・洗面所に、使用中の歯ブラシ・ハンドソープ・化粧品・ドライヤー等がある。
- ・洗濯機があり、使用中の洗剤等がある。
- ・浴室に石鹸や洗顔料等があり、タオルや床は使用された形跡がある。

- ・トイレにトイレットペーパーや掃除用品がある。
- ・寝具が設置され、日常的に就寝している形跡がある。
- ・クローゼットの中に冬物の衣類や毛布等がある。
- ・居室及び寝室にエアコンが設置されている。

(2) 光熱水費の使用状況

ア 水道の使用状況

(ア) 住所地における水道の契約者は、当選人であり、当選人が愛西市に転入してからの使用状況は、次のとおりである。

使用期間	使用量(m <sup>3</sup> )
令和7年1月9日～同月22日	1
令和7年1月23日～同年3月22日	0
令和7年3月23日～同年5月21日	8
令和7年5月22日～同年7月23日	8
令和7年7月24日～同年9月24日	5
令和7年9月25日～同年11月23日	7
令和7年11月24日～令和8年1月24日	7
令和8年1月25日～同年3月22日	9
令和8年3月23日～同年5月23日	13

(イ) 東京都水道局における「令和2年度生活用水実態調査」によると1人世帯の1か月あたりの平均使用量は8.1 m<sup>3</sup>とされている。

イ 電気の使用状況

(ア) 住所地における電気の契約者は、当選人であり、当選人が愛西市に転入してからの使用状況は、次のとおりである。

調定年月	電気使用量 (kwh)
令和7年1月	0
令和7年2月	47
令和7年3月	43
令和7年4月	71
令和7年5月	147
令和7年6月	111
令和7年7月	87
令和7年8月	100
令和7年9月	44
令和7年10月	51
令和7年11月	70
令和7年12月	122
令和8年1月	219

令和8年2月	184
令和8年3月	178
令和8年4月	186

(イ) 東京都環境局における「平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査」によると1人世帯の1か月あたりの平均使用量は219kwhとされている。

ウ ガスの使用状況

(ア) 住所地におけるガスの契約者は、当選人であり、当選人が愛西市に転入してからの使用状況は、次のとおりである。

使用期間	使用量(m <sup>3</sup> )
令和7年1月 (令和7年1月10日から同月25日まで)	0.1
令和7年2月 (令和7年1月26日から同年2月25日まで)	0.0
令和7年3月 (令和7年2月26日から同年3月25日まで)	0.1
令和7年4月 (令和7年3月26日から同年4月25日まで)	0.3
令和7年5月 (令和7年4月26日から同年5月25日まで)	2.7
令和7年6月 (令和7年5月26日から同年6月25日まで)	1.5
令和7年7月 (令和7年6月26日から同年7月25日まで)	0.6
令和7年8月 (令和7年7月26日から同年8月25日まで)	0.2
令和7年9月 (令和7年8月26日から同年9月25日まで)	0.4
令和7年10月 (令和7年9月26日から同年10月25日まで)	0.3
令和7年11月 (令和7年10月26日から同年11月25日まで)	1.4
令和7年12月 (令和7年11月26日から同年12月25日まで)	1.1
令和8年1月 (令和7年12月26日から令和8年1月25日まで)	2.3
令和8年2月 (令和8年1月26日から同年2月25日まで)	2.9

令和8年3月 (令和8年2月26日から同年3月25日まで)	2.6
令和8年4月 (令和8年3月26日から同年4月25日まで)	2.9

(イ) 石油情報センターにおける「平成18年度プロパンガス消費実態調査」によると、LPガスの2人以下世帯の1か月あたりの平均使用量は6.5 m<sup>3</sup>とされている。

## 5 当委員会による判断

### (1) 被選挙権の要件について

ア 市町村の議会議員の被選挙権は、公選法第10条第1項第5号において、市町村の議会議員の選挙権を有する者で、年齢満25年以上の者が有するとされ、市町村の議会議員の選挙権は、公選法第9条第2項において、日本国民たる年齢満18年以上の者で、引き続き3箇月以上当該市町村の区域内に住所を有する者が有するとされている。

イ ここにいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠といえる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当とされている（最高裁昭和29年10月20日、最高裁昭和32年9月13日、最高裁昭和35年3月22日、最高裁平成9年8月25日）。

住所の認定に当たっては、一定の場所との特別の結合関係の有無の事実に対して、客観的な事実によって判断することが必要であり、本人の意思は、あくまでもその判断のための一つの資料として考慮するにとどまるべきものである（最高裁昭和14年12月26日、名古屋高裁昭和27年10月16日）。

主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の認定、喪失を生ずるものではなく、また、居所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記載がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないとされている（平成9年8月25日最高裁判所判決）。

上記のように住所は、客観的に生活の本拠たる実体を備えているか否かによって判断されることになるので、上記4の認定事実を踏まえ、特段の事情がない限り、現に起臥しているところに住所があるものと認定して判断する。

具体的には、電気、水道及びガスの使用状況、諸届出の履歴、住所地とされる場所の権利関係、そして当選人の主張内容等を踏まえて、当選人の住所地とされる場所について、生活の本拠たる実体を具備していたか否かを判断するものとする。

ウ また、「引き続き3箇月以上」の期間については、民法（明治29年法律第89号）に規定する期間計算の一般原則に基づき、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3箇月目において起算日に応答する日の前日に3箇月に達すると解されている。

本件について言えば、当選人に被選挙権が認められるためには、少なくとも令和8年1月26日から本件選挙の執行日である同年4月26日までの間（以下「本件住所要件期間」という。）、愛西市内の住所に生活の本拠たる実体を具備していたことが客観的に認

められることが必要である。

## (2) 具体的な判断

ア 住所地における水道、電気及びガスの使用量は、それぞれ当委員会が調査した平均よりも少ないものの、本件住所要件期間においては、一定程度の使用が確認できる。

なお、平均より使用量が少ないことについて、当選人は、次のように主張する。

- ・トイレの使用は自宅での滞在時間が短いため控えめであり、体質的なこと等を理由としてシャワーで済ませることが多かった。
- ・夜まで議員の仕事や政治家としての活動に奔走しており、自宅での滞在時間は短い。
- ・ガスコンロは購入しておらずカセットコンロを使用しており、また、浴槽に湯を溜めずにシャワーで済ませることが多い。

当選人のこれらの主張について積極的に裏付ける証拠の提出はないものの、令和8年6月9日に当委員会が行った検証では、上記4(1)シのとおり冷蔵庫内の食品の保管状況、台所における調理器具、食器及び家電製品の使用状況並びに浴室等の水回り及び寝室の使用状況を確認することができ、日常生活の継続的な営みを示す状況が認められた。

このような検証結果並びに水道、電気及びガスの一定程度の継続的な使用状況からして、当選人の上記の主張に特段不自然な点はなく、本件住所要件期間においては、客観的に生活の本拠たる実態を具備していたものと認められる。

また、諸届出の履歴、住所地の権利関係、日用品、食料品及びガソリン等の領収書並びに郵便物の到達状況などを併せ考慮すると、当該住所地が生活の本拠として機能していたことを十分にうかがわせる。

イ 異議申出人の1人からは、令和8年5月15日付けで当選人の居宅の外観（玄関（昼・夜間）、玄関扉の貼り紙、駐車場、窓・ベランダ（昼・夜間））を撮影したとみられる印刷物8枚が提出されたが、その立証趣旨が不明確であったため、同月25日付けで当委員会より質問状を送付した。

質問状に対し、令和8年5月27日付けで回答があり、内容は次のとおりであった。

- ・9月6日 14:29 駐車場のタイヤ痕が全く無いこと
- ・11月23日 19:57 夜間に於いて人けが全く無いこと
- ・2月28日 11:26 すぐに戻るとの貼り紙が風雨に晒されたまま放置されている。
- ・4月18日 21:26 家屋内カーテン等全く以前と変化なく、轍の確認がとれない。

しかしながらこれらは、いずれも外観観察による間接事実にとどまり、居住実態の不存在を直接示すものとは言えないし、これらの事情を考慮しても、上記アの認定を覆すには至らない。

その他、異議申出人らからは、本件に関する追加の主張又は証拠の提出は認められなかった（なお、もう1人の異議申出人については、主張を裏付ける証拠書類等の提出や具体的な事実関係についての説明を求めたが、回答はなかった。）。

ウ 以上のことから、当委員会は、本件住所要件期間中、当選人の生活の本拠が住所地にあり、本件選挙における被選挙権を有していたものと判断する。

## 6 結論

以上のとおり、本件異議申出における異議申出人の主張には理由がないことから、公選法第 216 条第 1 項が準用する行審法第 45 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和 8 年 7 月 7 日

愛西市選挙管理委員会  
委員長 伊藤 毅

## 教 示

この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で愛知県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。